全日本リレー大会における「ふるさと登録」について

競技委員会

全日本リレー大会の選手権クラスにおいて、通常の競技者登録をしている都道府県ではなく、「ふるさと」の都道府県より出場できる制度を運用する。

1. 背景および目的

全日本リレー大会において、正式チームで全クラス出場可能な会員(都道府県協会) は限定されており、地方においては競技者登録者そのものが少なく、チームを組めない 状況である。また、学生クラブのない都道府県において、ジュニア選手権のチームを出 すことは困難である。

そこで、競技者登録を行った都道府県(通常の競技者登録)に加えて、全日本リレー大会を対象に第2登録(第2の都道府県、「ふるさと登録」という)を認め、正規チームの増加およびリレー競技の活性化を図る。

2. 適 用

平成21年度に試行した「ふるさと登録」の規定に準拠して、継続的に適用する。

3. 登録申請

<ふるさと登録先>

- ・ 『競技者登録に関する規則』3項および『競技者登録に関する施行細則』1項に該当する会員とする。
- ふるさと登録できる会員は一会員とする。

<申請者>

- ・ ふるさと登録を希望する競技者およびふるさと登録先となる会員。
- ・ 競技者登録時にふるさと登録の希望があった場合には、競技者登録を受け付けた会 員。

<登録手続>

- 以下のいずれかとする。
 - 競技者登録時に登録する場合:

競技者登録申請書(備考欄)に希望するふるさと登録先を記載する。

- 競技者登録後に追加登録する場合:
 - 所定の書式によりふるさと登録先の会員へ登録申請する。
- ・ 申請を受けた会員はふるさと登録者の名簿をJOA事務局へ提出し、情報を共有す

る。

<申請期限>

・ 大会申込締切日の前月末(例:申込締切日が11月25日の場合、10月31日)

4. 登録費

・ ふるさと登録のための登録費は不要とする。

5. 特 典

・ 選手権クラスには、競技者登録先あるいはふるさと登録先のいずれかの会員から出 場できる。

6. その他

- ・ ふるさと登録は、ふるさと登録先の会員における受付を以って完了する。
- ・ ふるさと登録に登録番号は付与せず、競技者登録番号をそのまま使用する。
- ・ ふるさと登録した競技者についてはJOAウェブサイトにて公示する。

以上